

## 公益認定等委員会だより(その6)

公益認定等委員会事務局

(はじめに)

新しい公益法人制度が施行されてから、間もなく 2 年半が経過します。国の公益認定等委員会では 7 人の委員、事務局職員共々、民間の創意工夫あふれる多数の法人を世に送り出すため、「柔軟かつ迅速な審査」を徹底するとともに、申請を検討している法人のサポート、新制度の意義や委員会での最近の取組み等に関する広報活動を積極的に行っています。

今号では、平成 25 年 11 月末までの移行期間の折返しを迎えるにあたっての特大号として、委員長メッセージや公益認定等委員会委員による座談会、平成 24 年 4 月 1 日登記に関する情報のほか、東日本大震災における内閣府の対応をお知らせいたします。

### 【目 次】

|                                         |          |
|-----------------------------------------|----------|
| <b>I 公益認定等委員会委員長メッセージ（移行期間の折返しを迎えて）</b> | ・・・ P 2  |
| <b>II 法人関係者の皆さまへ</b>                    |          |
| 1. 東日本大震災関連情報                           |          |
| ①内閣府における取組み                             | ・・・ P 3  |
| ②よくある誤解について回答します！                       | ・・・ P 4  |
| 2. 申請に関する最新情報！！                         |          |
| ①平成 24 年 4 月 1 日登記が可能に！                 | ・・・ P 6  |
| ②国への申請の動向                               | ・・・ P 7  |
| ③各種申請サポートについて                           | ・・・ P 7  |
| 3. 都道府県における申請状況（平成 23 年 4 月末現在）         | ・・・ P 9  |
| <b>III 公益法人への寄附に関する税制支援について</b>         |          |
| 1. 公益法人への寄附に関する寄附金税制優遇について              | ・・・ P 10 |
| 2. 税制優遇制度が適用されるタイミングについて                | ・・・ P 12 |
| 3. 大震災で滅失・損壊した建物等の復旧のために集める寄附金税制優遇について  | P 12     |
| 4. 被災者支援活動を行う公益法人が募集する寄附金税制優遇について       | ・・・ P 13 |
| 5. 税額控除制度の創設について                        | ・・・ P 14 |
| <b>IV 公益認定等委員会委員による座談会</b>              | ・・・ P 15 |
| <b>V 委員会からのお知らせ</b>                     |          |
| 1. 国における申請・答申等の概況（平成 23 年 4 月末現在）       | ・・・ P 18 |
| 2. 最近の公表資料                              | ・・・ P 20 |
| 3. 申請書類に関する注意事項                         | ・・・ P 20 |

## I 公益認定等委員会委員長メッセージ(移行期間の折返しを迎えて)

まず、今回の東日本大震災で被災された皆さまに改めて謹んでお見舞いを申し上げますとともに被災地における一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

また、この未曾有の震災からの復旧・復興に向けた様々な活動に力強く取り組まれている方々へ心から敬意を表します。

移行された公益法人、一般法人の中には、医療チームの派遣や物資の提供など法人の専門的な知識や経験を活かした活動に迅速に着手されるなど、多くの法人が積極的に取り組みを進めていただいております、公益認定等委員会でも非常に心強く感じております。

被災者支援や震災復興などの取り組みは、正に「公益活動」の本分であると考えており、こうした活動がより一層活発に行われることを期待するとともに、委員会としても事業内容の変更や追加の届出等が必要な場合には最優先で対応させていただきます。

一方で、平成 25 年 11 月末までの移行期間の折返しを本年 6 月 1 日に迎えます。これから申請される法人には、法人の運営方針や財務状況を再度ご確認ください、この国難に対して、これまで培ってきた専門的知識や経験、財産を活かした活動ができないかということを考えていただき、申請のご検討をいただければ幸いです。また、平成 23 年度は申請のピークを迎えることが予想されています。特に平成 24 年 4 月 1 日が日曜日ではありますが、登記できるよう措置されることとなり（詳しくは P6 参照）、4 月 1 日登記を目指し、今年度後半には申請が集中する恐れもあります。内閣府においては、法人に希望する登記日がある場合には認定等の日を調整する取り組みも行っておりますので、申請の準備が整いましたら、できる限り申請を前倒ししていただき早期に申請いただくと幸いです。申請作業を進めるにあたっては、申請書の記載例や新制度のポイントを説明した動画コンテンツなどの申請サポート（詳しくは P7 参照）をご活用いただければと思います。

今回の震災に対して寄附やボランティアといった互助・互恵に基づく民間の活動に参加したいという「志」が、これまでにない広がりを見せていると感じています。公益法人は、個人や法人の「志」を具現化できる社会インフラであり、行政部門、営利部門、非営利部門がミックスされた潤いのある新しい時代の社会の担い手となれる存在です。特に寄附を検討されている方がいれば、自らの「志」を託せる法人を選択し、寄附を通じて社会に積極的に参加していただきと考えており、寄附文化が醸成されることを心から期待しています。

いずれにしても、私としては、民間の力が十分に発揮することのできる社会が構築されることを期待しており、本年が真の意味で「公益活動元年」と言われるよう、公益認定を通じ、精いっぱい取り組んでいきますので、申請を検討されている法人の皆様におかれましては早期の申請をお願いいたします。

公益認定等委員会 委員長 池田守男

## Ⅱ 法人関係者の皆さまへ

### 1. 東日本大震災関連情報

#### ①内閣府における取組

このたびの東日本大震災により尊い生命を落とされた方々、その家族の方々に衷心より哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に謹んでお見舞いを申し上げます。

公益認定等委員会では、東日本大震災の発生に対応し、以下の取組を実施しております。今、我が国全体が震災から立ち直り、国難を克服していくためには、国全体で力を合わせて一日も早い復旧、復興に向けて取り組んでいくことが必要と考えておりますので、皆様のご理解とご協力を是非よろしくお願いいたします。

#### ○「東北地方太平洋沖地震に関する公益認定等委員会委員長からのメッセージ」の発出（平成 23 年 3 月 31 日）

⇒ 法人が被災者支援や震災復興に役立つ形での活動や寄附などに資源を振り向けることの検討を法人の皆様に依頼しました。

委員長メッセージの全文につきましては、新公益法人制度に関する国と都道府県の公式総合情報サイト「公益法人 information」の東日本大震災関連情報（※）をご覧ください。

#### ○法人が被災者支援や復旧・復興支援活動をする際に、事業の変更等の手続きが必要な場合に最優先に対応

⇒ 既に認定・認可された法人が、事業の変更・追加により被災者支援や復旧・復興支援活動をする際に必要となる手続については

①極力事後の届出により対応

②事前の変更認定や変更認可が必要となる場合も、その申請審査についてはできる限り 1 週間程度で対応

することとし、被災者支援や震災復興に向けた活動を迅速に始めていただくことを最優先に対応させていただきます。

※詳しくは、次項の「よくある誤解について回答します！」をご参照ください。

#### ○法人の行う支援活動について情報収集を行い、HP等により随時情報提供を実施

⇒ 専門的な知識や経験を活かし、医療チームや被災者のサポートを行う専門家の派遣、物資の提供などの自発的な支援活動に取り組む法人が次々と出てきており、内閣府では、各法人の取組みを「公益法人 information」の東日本大震災関連情報（※）においてご紹介しております。

各法人の活動には、今回の東日本大震災で被災された方がお困りのことなどのお力となるものがあるかもしれないので、是非ご覧いただければと思います。

また、これから被災者支援や震災復興に向けた取組みを検討されている法人の関係者や寄附やボランティアを考えている皆様におかれましては、今後の活動の参考にしていただけると幸いです。

※「公益法人 information」の東日本大震災関連情報：

[https://www.koeki-info.go.jp/pictis\\_portal/other/east-japan-eq.html](https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/east-japan-eq.html)

## ②よくある誤解について回答します！

東日本大震災の被災者支援や震災復興に取り組んでいただく際の必要な手続き等についてお知らせいたします。新たな活動等を検討されている場合には、ご参考にしてください。

### 【質問１】

今回の震災に際し、寄附を募り、被災地に義援金として渡す活動を事業として行いたいと考えていますが、現在の公益目的事業には含まれていない内容です。このような場合、事業内容の変更を伴うものとして、事前の変更申請が必要になるのでしょうか。



### 【回答１】

- 事業の内容の変更であっても、公益目的事業における受益の対象や規模が拡大する場合など、事業の公益性についての判断が明らかに変わらない場合は、事後の変更「届出」で済みます（FAQ問XI－１－①・②参照）。
- また、内閣府としては、被災者支援や震災復興に向けた活動については、公益の原点であり、かつ、機を逸することなく迅速に始めていただくことを最優先にしたいと考えています。
- ご質問のような場合も含め、こうした活動に係る事業の変更については、前記FAQの趣旨から、基本的には、事後の変更「届出」で済むものとして扱うこととしたいと考えています。
  - ⇒ 詳しくは最寄りの行政庁までご相談下さい。
  - （補足１）事業内容の変更を伴わない場合（現在の事業内容で読み込める場合等）は、届出も不要です。
  - （補足２）公益目的支出計画を実施中の一般法人が公益目的事業や特定寄付を追加する場合等、変更認定・認可の申請が必要となる場合であっても、最大限迅速に対応することとしています。
  - （参考）東北地方太平洋沖地震に関する公益認定等委員会委員長からのメッセージ

### 【質問２】

前問の例で、義援金の支払いがどの事業にも関連付けられない場合でも、費用を公益目的事業会計に計上することは可能でしょうか。また、募集した寄附は収益に計上する必要があるのでしょうか。



### 【回答２】

- 法人が行う「寄付を募り、被災地に義援金を渡す活動」を財務・会計面から正しく把握するため、集めた寄付金は経常収益に、支払った義援金は経常費用に計上する必要があります。
- この場合、前問の例で、「寄付を募り、被災地に義援金を渡す活動」を公益目的事業全体で（共通して）行う旨の変更届出を提出していただくことにより、支払った義援金

に相当する額を、**公益目的事業全体に係る費用（公共通の費用）に計上**することが可能となります（集めた寄付金に相当する額も同様に公共通の収益に計上します。）。

（補足1）変更届出書のかがみ文書に被災地支援又は震災復興の活動である旨と、具体の活動内容を記載し、別紙2の該当する公益目的事業すべてにチェックを付します。

（補足2）また、変更の程度によっては、当該活動を既存の公益目的事業の一部として行う旨の変更届出を行い、経常収益及び費用を当該事業に関連付けられるものとして計上することも可能です。

### 【質問3】

当法人から被災地に義援金を渡したいのですが、必ず事前に理事会等を招集して機関決定を経なければならないのでしょうか。



### 【回答3】

○ どのような活動を行う際に機関決定が必要となるかは、**基本的には、定款等で定めた法人のガバナンス次第**であり、法律上、ご質問のような場合に必ず機関決定を経なければならないとされているわけではありません。

○ また、一定金額以上の支払いには理事会決定が必要である旨が定款で定められている等、機関決定が必要となる場合であっても、電子メールやFAX等を活用し、**決議の省略**の方法をとることによって、**理事会等の招集・開催手続を省くことが可能です。**

（補足1）理事会の決議の省略の方法をとるためには、定款で決議省略の規定を定めている必要があります（法人法96条、「定款変更の案」作成の案内P17、47）。

（補足2）一方、評議員会・社員総会については、定款にその旨を定めなくとも、法律の規定により、決議の省略の方法をとることが可能です（法人法194条、58条）。

（補足3）また、そのための設備が準備されていれば、テレビ会議や電話会議の方法によって理事会・評議員会を開催することも可能です（FAQ問Ⅱ－6－②）。

### 【質問4】

事業年度が3月末で終了する公益法人ですが、震災の影響によって、事業計画書や収支予算書を期限（3/31まで）に提出することができませんでした。認定法違反として過料の処分を受けたり、公益認定を取り消されるのでしょうか。



### 【回答4】

今回の震災における認定法・整備法上の義務の履行については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第4条によって、6月30日までの間は免責されます。詳細は以下URLを参照下さい。

（URL：[https://www.koeki-info.go.jp/pictis\\_portal/other/pdf/230406tokuso4.pdf](https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/pdf/230406tokuso4.pdf)）



## 2. 申請に関する最新情報！！

### ①平成 24 年 4 月 1 日登記が可能に！

平成 24 年の 4 月 1 日が日曜日であることで、来年 4 月 1 日登記についてご懸念されている法人関係者の方々も多いかと思います。この度、4 月 1 日登記も可能となるよう措置されることとなりました。4 月 28 日付けで、下記のとおり公益法人 information において周知させていただきます。

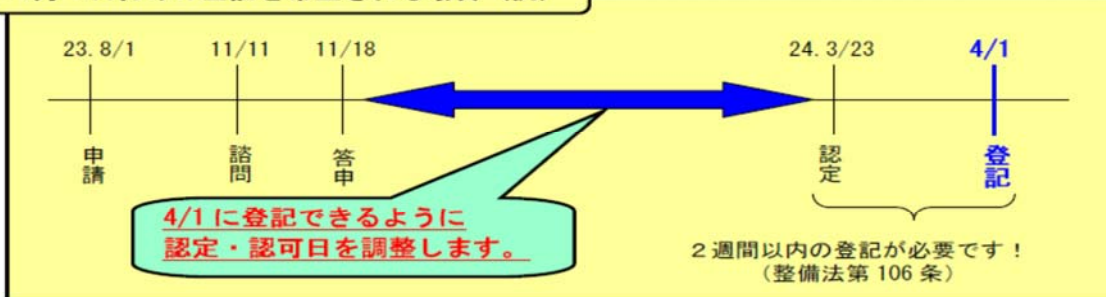
(平成 23 年 4 月 28 日)

#### 特定の日に移行登記を希望される法人の皆様へ (内閣府からのお知らせ)

内閣府では、審査が終了し公益認定等委員会から答申が行われた際に、法人の皆様に希望する登記の日がある場合には、その希望日をお聞きし、認定・認可日を調整することでご希望に添えるよう対応させていただきます。

調整の期間については特段の限度は設けておりません。希望する登記の日まで相当の期間がある場合でも準備ができましたら早期の申請をお勧めします。(移行に当たっての事業年度の設定に関する法令の規定による制約との関係から、ご要望の多い平成 24 年 4 月 1 日付けの移行の登記を希望される場合には、早期に答申がされても、3 月下旬に認定・認可をすることで、対応していきます。)

#### 4 月 1 日付けの登記を希望される場合 (例)



#### 留意点

○内閣府では、「柔軟かつ迅速」をモットーに、法人の皆様の協力を得て、申請から 4 か月を目安にスピーディーに審査を進めることを目標としておりますが、申請の時期・内容、審査の状況によっては希望する日に登記が間に合わない可能性もあります。特に今年度は、申請が集中することが予想されますので、できる限り早めの申請をお勧めします。

※特に平成 24 年 4 月 1 日付けの移行の登記を希望される場合には、他の法人からも同様の希望が多数あると予想されますので、早期に申請していただきますようお願いいたします。  
同日（日）は、登記所の閉庁日に当たりますが、同日付けの移行の登記も可能となるよう措置がされます。なお、具体的な受付の手続については関係省庁間で検討していますので、後日改めてお知らせします。

○認定・認可日を調整するにあたっては、法人の皆様から希望する登記日を示した文書をいただくこともあります。

準備が整いましたら、お早めに申請ください！！

## ②内閣府への申請の動向

内閣府への申請については、昨年秋から月 100 件を超える申請があり、徐々にそのペースは上がってきています。また、昨年 9 月に行った国所管法人へのアンケート調査では、約半数の法人が平成 23 年度に申請するとの結果（23 年度：47%、24 年度：22%、25 年度：2%（詳しくは公益認定等委員会だより（その 5）をご覧ください））が出ており、本年度は申請のピークとなることが予想されます。

更に「①平成 24 年 4 月 1 日登記に関するお知らせ」のとおり、平成 24 年 4 月 1 日に登記ができるよう措置されることとなったことから、年度後半には相当数の申請が集中する可能性が高いと思われます。

このことから、申請を検討されている法人におかれましては、「③各種申請サポートについて」にある取組みをご活用いただき、内閣府では認定・認可日の調整も行っておりますので、できれば申請が集中する前の段階で申請していただくことが、効率的とも言えますので、是非前向きにご検討いただきますようお願いいたします。

## ③各種申請サポートについて

内閣府では、以下のような各種の法人サポートの取組を実施しています。ぜひ積極的にご活用ください（いずれも無料でご利用いただけます。）。

詳しい内容や予約方法等については、新公益法人制度に関する国と都道府県の公式総合情報サイト「公益法人 information」(<https://www.koeki-info.go.jp/>)をご覧ください。

### A 動画によるポイント解説

申請の検討ポイントなどを解説した動画コンテンツをホームページで配信しています。

### B 申請書類の記載例公表

申請書類の記載例を「公益法人 information」で公表しています。

### C よくある誤解への回答

4 ページをご覧ください（全体版は「公益法人 information」に掲載しています。）。

### D 基礎的研修会の開催 ※準備中（平成 23 年 5 月現在）

基礎的な内容に特化した研修会の開催を予定しています。

### E 業態別説明会への講師派遣（要事前申込）

法人等が開催する研修会等に当事務局職員を講師として積極的に派遣しています。業態別によくある課題に焦点を絞るなど、より個別事情に合わせた説明が可能です。

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします（謝金は不要です。）。

### F-1 窓口相談（要事前申込）

内閣府へ申請予定の法人を対象に、1 回 45 分の窓口相談を実施しています。「公益法人 information」から予約することができます。

- （相談内容）
- ・ 移行認定、移行認可、公益認定等の各種申請に関するもの
  - ・ 定款の変更の案の内容等に関するもの

## F-2 電話相談

専門相談員による予約不要の電話相談を実施しています。

(相談専用ダイヤル) **03-5403-9669**

(時間) 平日 10 時～16 時 45 分

## F-3 民間の専門家を活用した相談会 (要事前申込)

月に 1～2 回程度、内閣府が委嘱する民間の専門家(弁護士、公認会計士等)を相談員とした相談会を開催しています(1 法人につき 1 時間程度)。

本年度は地方での開催の拡充いたします。

【写真】第 11 回相談会(仙台開催)の相談風景



(参考)

**法人サポートの活用にあたっては、貴法人の検討状況に応じて適切な方策を選択されることをお勧めします。**

|                                              | A<br>動画 | B<br>申請書類<br>例の公表 | C<br>よくある<br>誤解 | D<br>基礎的<br>研修会 | E<br>業態別<br>説明会 | F<br>個別<br>相談 | G<br>その他<br>※                        |
|----------------------------------------------|---------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------|--------------------------------------|
| ・制度の基礎が分からない。                                | ○       | ○                 | ○               | ○               |                 |               | ・パンフレット                              |
| ・公益法人と一般法人のいずれを選択するのがよいか分からない。               | ○       |                   | ○               | ○               | ○               |               |                                      |
| ・機関設計がよく分からない。<br>(申請書類作成中・作成準備中の法人を除く。)     | ○       |                   |                 | △               |                 | △             | ・パンフレット<br>・申請の検討にあたって(はじめに)<br>・FAQ |
| ・小規模なので作業負担が重く感じる。<br>(申請書類作成中・作成準備中の法人を除く。) | ○       | ○                 | ○               | ○               | △               | △             | ・申請の検討にあたって(はじめに)                    |
| ・申請書類の記載で分からない点がある。自信を持てない。                  | ○       | ○                 | ○               |                 | △               | ○             | ・申請の手引き<br>・ガイドライン<br>・FAQ<br>・モデル定款 |

※ 前ページで紹介している法人サポートの他に、「Gその他」は、パンフレット、申請の検討にあたって(はじめに)、公益認定等委員会だより、よくある質問(FAQ)、申請の手引き、電子申請の手引き、公益認定等ガイドライン、モデル定款 等

(注)「申請の検討にあたって(はじめに)」は、「公益法人 information」ホームページの「～はじめに～」からもご覧いただけます。



### 3. 都道府県における申請の状況(平成 23 年4月末現在)

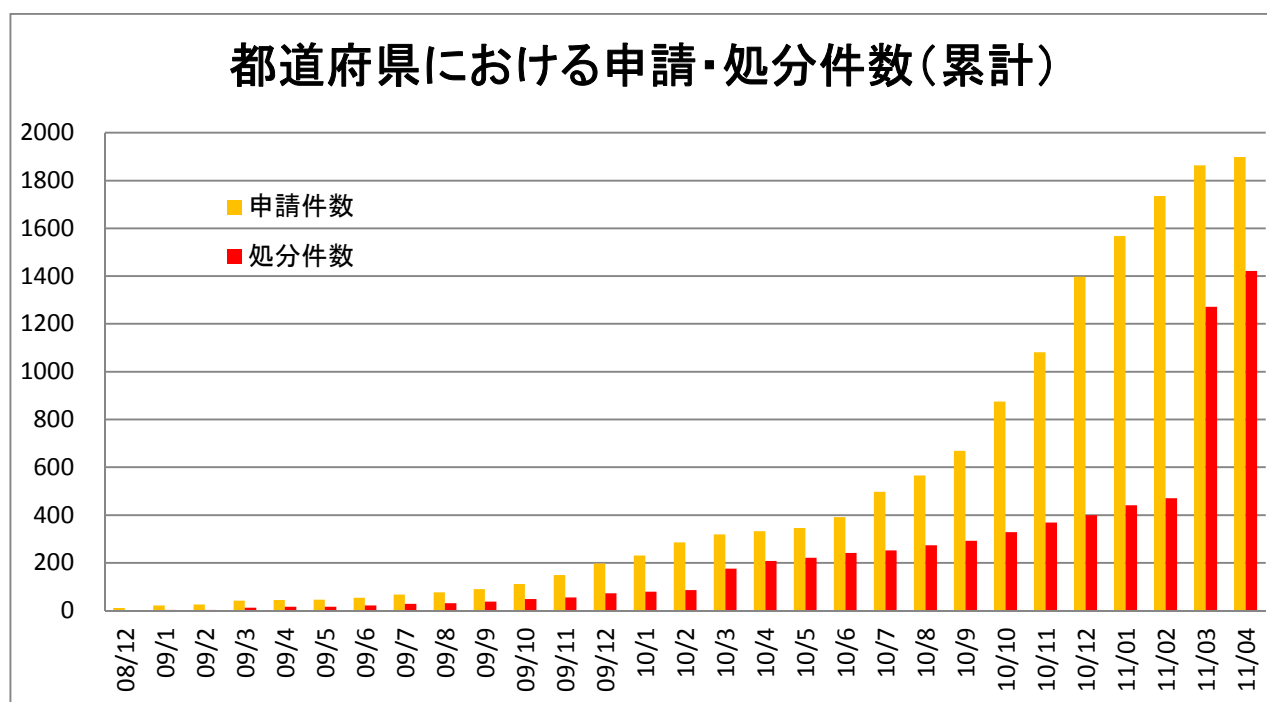
平成 23 年 4 月末現在における都道府県における審査の状況は、申請件数は 1,899 件（移行認定：1,420 件、移行認可：432 件、公益認定：47 件）で、そのうち 1,422 件（移行認定：1,063 件、移行認可：321 件、公益認定：38 件）が処分されています。

|      | 申請件数  | 処分件数  |
|------|-------|-------|
| 移行認定 | 1,420 | 1,063 |
| 移行認可 | 432   | 321   |
| 公益認定 | 47    | 38    |
| 合計   | 1,899 | 1,422 |

新公益法人制度が施行された時点（平成 20 年 12 月 1 日）における都道府県所管の特例民法法人 17,818 法人に対して、移行認定・認可申請に係る申請率は 10.4%、処分率は、7.8%となっております。

また、各都道府県においては、法人向け説明会の開催、個別相談会の開催、法人の研修会への講師派遣などの申請サポートに取り組んでおりますので、これから申請を検討されている法人関係者におかれましては、それぞれの都道府県とご相談しながら、申請サポートを活用し、申請を検討いただきますようお願いいたします。なお、各都道府県の取組みについては、公益法人 information のトップページからもご覧いただくことが可能ですので、是非ご覧ください。

各都道府県における申請についても、国と同様の動向が予想され、平成 23 年度に相当数の申請が集中することが予想されます。内閣府においても公益法人 information に動画によるポイント解説や申請書類の記載例、よくある誤解への回答など（詳しくは P7,8 参照）を掲載しておりますので、是非それらも活用しながら、早期の申請をご検討いただきますようお願いいたします。



### Ⅲ 公益法人への寄附に関する税制支援について

平成 20 年度の新公益法人制度施行にあわせ、公益法人への寄附に関する各種税制優遇が認められています。また、この度の大震災で被災した地域等での被災者支援・復興支援に注力されている法人への支援等、公益活動の原資としての寄附金の重要性は更に増していると考えられます。

そこで、ここでは、公益社団・財団法人への寄附金に関する税制上の措置について改めて御紹介致します。

#### ～ 目 次 ～

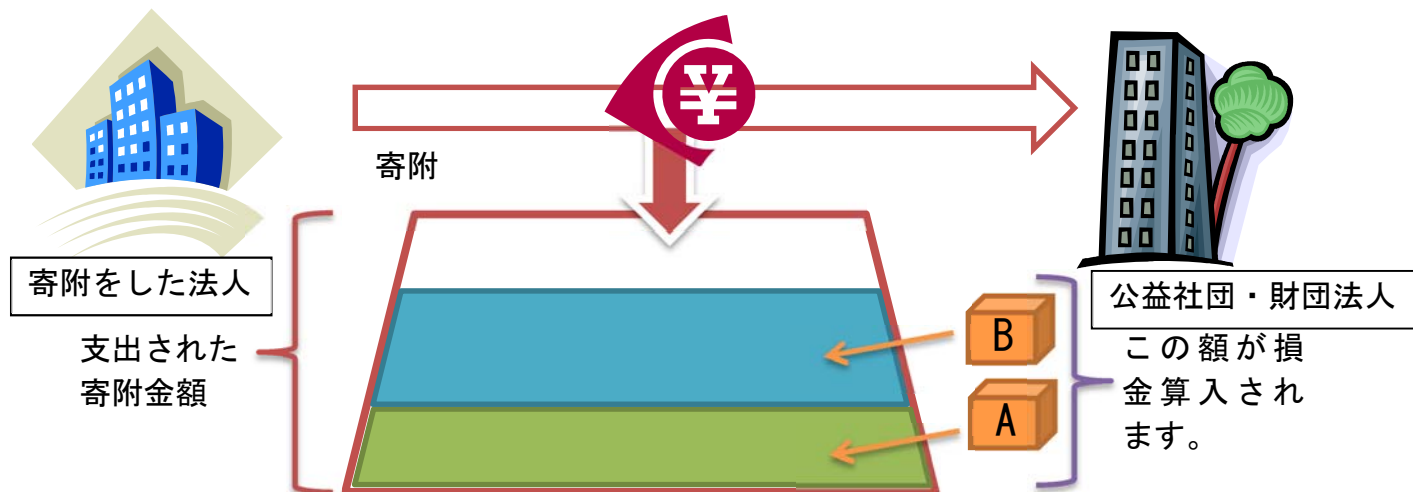
1. 公益法人への寄附に関する寄附金税制優遇について
2. 税制優遇制度が適用されるタイミングについて
3. 大震災で滅失・損壊した建物等の復旧のために集める寄附金税制優遇について
4. 被災者支援活動を行う公益法人が募集する寄附金税制優遇について
5. 税額控除制度の創設について

#### 1. 公益法人への寄附に関する寄附金税制優遇について

公益社団・財団法人は、全て税法上の「特定公益増進法人」に該当し、法人が実施している公益目的事業を支援するために支出された寄附金については、税制上の優遇制度（以下「寄附金税制優遇」と言います。）が認められています。寄附金税制優遇については、①法人（民間企業等）からの寄附と②個人からの寄附のそれぞれについて定められています。

##### （1）法人（民間企業等）からの寄附の場合

支出された寄附金について、以下の額を限度として、損金算入すること（損金算入の分だけ、課税対象額が減少します。）ができます。



A : (所得基準額 + 資本基準額) × 1/2

※所得基準額 = 所得金額 × 5/100

※資本基準額 = 資本金等の額 × 当期月数 / 12 × 2.5 / 1,000

※他の特定公益増進法人及び認定 NPO 法人向けの寄附金とあわせてこの限度額まで損金算入できます。

B: (所得基準額 + 資本基準額) × 1/2

※所得基準額 = 所得金額 × 2.5/100

※資本基準額 = 資本金等の額 × 当期月数/12 × 2.5/1,000

※Aの限度額により損金算入されなかった部分について、他の寄附金(※1)とあわせてこの限度額まで損金算入できます。

※1 次の寄附金以外の寄附金を指します。

国・地方向け寄附金、指定寄附金、特定公益増進法人及び認定NPO法人向け寄附金

## (2) 個人からの寄附の場合

### ① 所得税に関する寄附金税制優遇

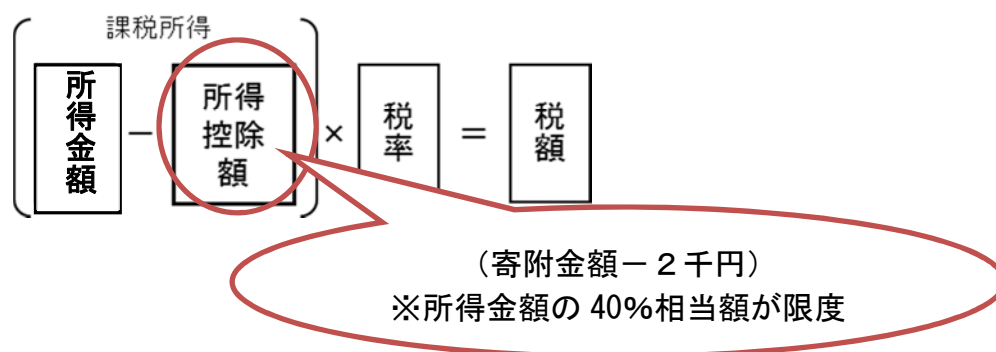
支出された寄附金について、(寄附金額(※) - 2千円)の額が所得控除されます。

(注) 所得金額の40%相当額が限度となります。

※ 「寄附金額」には、国・地方公共団体、他の特定公益増進法人等への寄附金額を含みます。

#### <所得税の所得控除とは？>

課税所得算出時に、所得金額から、上の算式により算出された額が控除される制度です。



### ② 住民税に関する寄附金税制優遇

都道府県・市町村の条例等において、住民税に関する寄附金税制優遇対象として規定されている公益社団・財団法人の場合、支出された寄附金について、

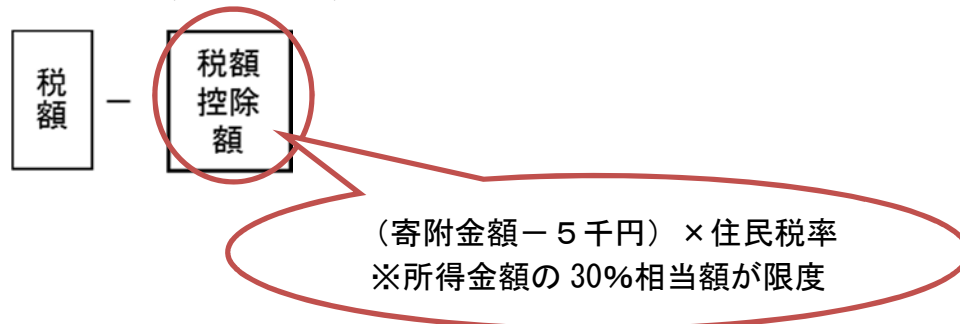
(寄附金額(※1) - 5千円) × 住民税率(※2)の額が税額控除されます。

※1 「寄附金額」には、地方公共団体、他の特定公益増進法人等への寄附金額を含みます。

※2 住民税率：都道府県住民税4%・市町村住民税6%

#### <住民税の税額控除とは？>

住民税額から、上の算式により算出された額が、控除される制度です。



## 2. 税制優遇制度が適用されるタイミングについて

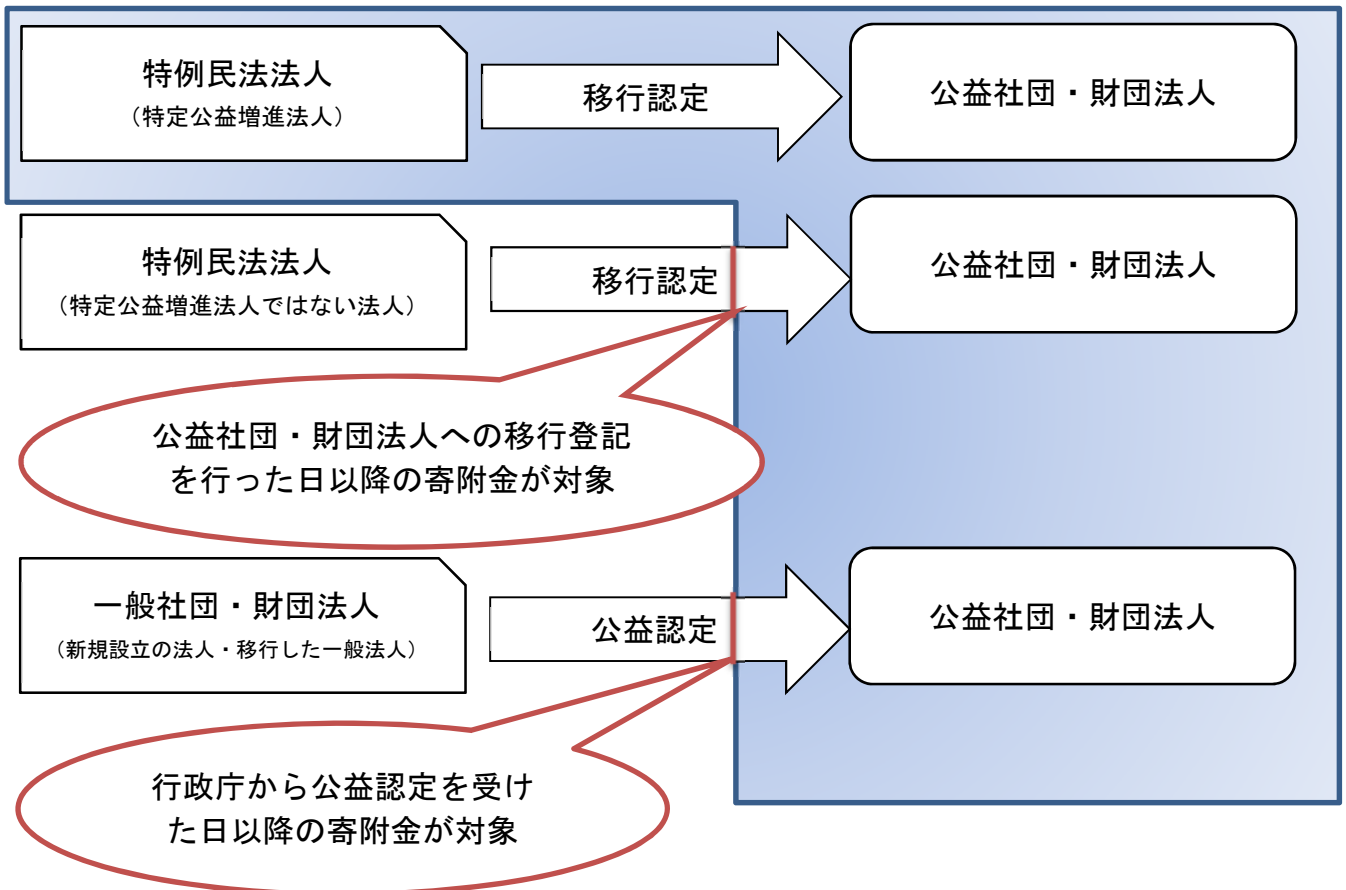
寄附金税制優遇は、

- ①一般社団・財団法人が公益認定を受けた日
- ②特例民法法人が公益社団・財団法人への移行登記を行った日

※ 特例民法法人が、「特定公益増進法人」の認定を受けている場合には、途切れ無く寄附金優遇の対象となります。

から、それぞれ適用されます。

以下の青枠部分が、寄附金税制優遇の対象となる範囲です。



## 3. 大震災で滅失・損壊した建物等の復旧のために集める寄附金税制優遇について

今回の大震災により建物等に被害を受けた公益法人等が、建物の復旧について寄附金を募集した場合、一定の要件を満たし、財務大臣の指定を受けると、指定寄附金として、当該寄附金も税制優遇の対象となることが出来ます。

寄附金を活用した建物等の復旧をご検討されている公益法人等の方がいらっしゃいましたら、以下を御参照下さい。

### (1) 寄附金税制優遇の内容について

#### ①法人からの寄附の場合

寄附金額の全額が損金として算入されます。





## ②個人からの寄附の場合

支出された寄附金について、(寄附金額(※)－2千円)の額が所得控除の対象となります。

(注) 所得金額の 80%相当額が限度となります。

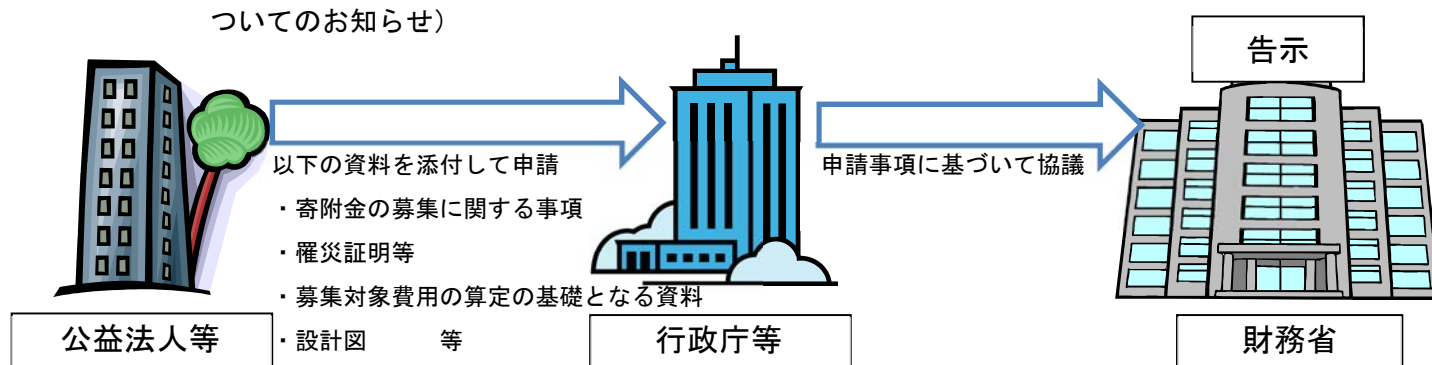
※ 「寄附金額」には、国・地方公共団体、他の特定公益増進法人等への寄附金額を含みます。

## (2) 寄附金税制優遇の対象となるために、法人の方に必要な手続

概要は、以下のとおりです。本制度の活用を御検討されている法人の方がいらっしゃいましたら、以下の<参考 URL>に記載されている連絡先にお問い合わせ下さい。申請に当たっては、事前に財務省・内閣府等に御相談下さい。

参考 URL : [http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/230413kh-shiteikifukin.htm](http://www.mof.go.jp/tax_policy/230413kh-shiteikifukin.htm)

(財務省 HP : 東日本大震災により滅失・損壊した公益的な施設等の復旧のための指定寄附金についてのお知らせ)



※ 当該指定寄附金の対象となった場合、事業年度ごとの年次報告の提出、寄附事業が完了した場合の実績報告、剰余金が発生した場合の被災地方公共団体への寄附等の手続があります。

## 4. 被災者支援活動を行う公益法人が募集する寄附金税制優遇について

今回の大震災を受けて、公益社団・財団法人が、自ら行う被災者に対する救援又は生活再建のための支援活動（以下「被災者支援活動」といいます）を行っている場合、その活動に特に必要となる費用に充てるため、法人が募集する寄附金で一定の要件を満たすものについては、指定寄附金として指定を受けることができます。

### (1) 寄附金税制優遇の内容について

前記「3 (1)」と同様の内容です。

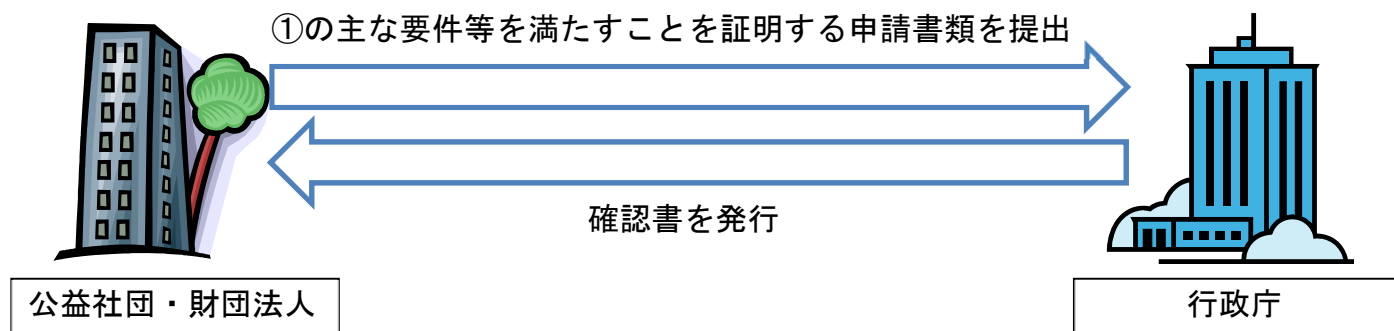
### (2) 寄附金税制優遇の対象となるために、法人の方に必要な要件・手続

以下では、主なものを紹介いたします。本制度の活用をお考えの法人の方がいらっしゃいましたら、公益法人 information の「東日本大震災関連情報」を御参照下さい。

### ① 主な要件

- ・ 被災者支援活動を自ら行うために特に必要となる費用であること。
- ・ 広く一般に募集を行うこと。
- ・ 専用口座での残高管理や指定正味財産としての区分等、受け入れる寄附金を適切に管理すること。 等

### ② 主な手続



## 5. 税額控除制度の創設について

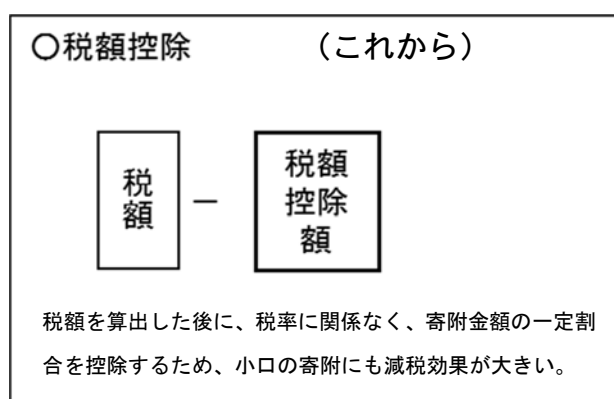
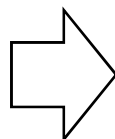
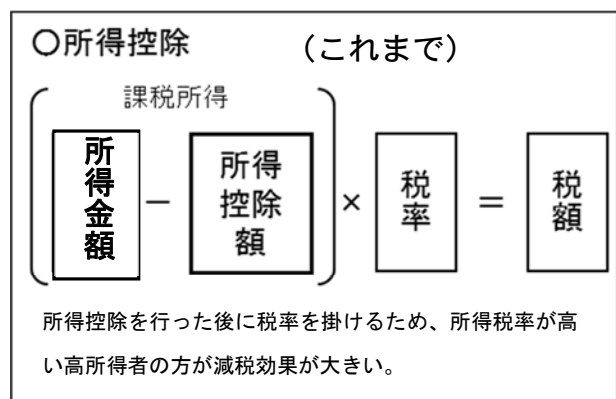
現在、国会において審議されている「所得税法等の一部を改正する法律案」において、いわゆる PST（パブリック・サポートテスト）という、広く寄附金を受け入れているか否かに関する要件等を満たすことの証明を受けた公益法人に対し、個人が寄附金を支出した場合には、税額控除を選択適用できるという新制度が適用される旨規定されています。

以下では国会審議中の税額控除制度の内容について御紹介いたします。

### （１）税額控除とは

税額を算出した後に、税率に関係なく、寄附金額の一定割合を控除する制度です。

現行の所得控除に比して、支出された寄附金に対する実質的負担額が減少する（減税効果が高まる）ことにより、公益団体・財団法人への寄附金額・寄附者数が、これまでよりも増加することが見込まれる、新しい制度です。



### （２）公益団体・財団法人の皆様が満たす必要のある要件とは

税額控除を受けるためには、以下のいずれかの要件及び情報公開条件を満たしている必要があります。

○直近に終了した事業年度を含む5事業年度（※）において

＜要件1＞年に3000円以上支出した寄附者が各年平均で100人以上いる。

＜要件2＞年間収入に占める寄附金等収入の比率が1／5以上である。

※ 平成23年の申請においては、2事業年度とすることもできます。

また、設立から間もなく、これまでの事業活動期間が5年間に満たない法人は、設立の日から直近に終了した事業年度の終了日までの間で判定を行います。

## IV 公益認定等委員会委員による座談会～新しい社会の担い手としての公益法人～

東日本大震災の被災者支援や震災復興においては、様々な公益法人等がそれぞれの知識や経験を活かし活躍しています。今回、そういった公益法人等の活動から見てくる公益法人像について、日頃から移行認定等の審査に携わり、近くから公益法人等の姿を見てきた公益認定等委員会委員による座談会を開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。詳しくは、公益法人 information に掲載する予定となっておりますので、是非そちらの全体版についてもご覧いただければ幸いです。

### 【座談会概要】

○開催日時：平成23年5月13日（金）16：20～17：20

○場 所：公益認定等委員会室

○テ ー マ：新しい社会の担い手としての公益法人

○出席者：池田委員長、雨宮委員長代理、出口委員、海東委員、門野委員、北地委員、堀委員 ※司会：駒形公益認定等委員会事務局長

○要 旨：

### 【1 開催趣旨について】

（池田委員長）

- ・今回の大震災は一地域に限定されたものではないことから、国・地方公共団体はもちろんのこと、民間中心の営利法人、非営利法人はもとより、個人を含め、全国民が総力を挙げて復旧・復興のために尽力をし、支援をしなければならないといった思いが社会全体に高まってきている。
- ・既に変数多くの公益法人等が支援活動を行っており、その姿を見させていただき大変大きな感動を与えられると同時に感謝の念でいっぱいになる。今後はそれぞれの法人が本来の公益活動を推進するとともに、さらに今日的な緊急課題である災害支援について積極的に目を向けていただくことを期待している。
- ・そのために、委員会としては、互助互惠の精神、共助の精神といったものが、更に社会に定着していくためのお手伝いをしていきたい。

### 【2 第1期委員会から引き続いての委員としての感想】

（雨宮委員長代理）

- ・多くのNPOはボランティア活動など、フットワークのいい事業をしているが、公益法人がNPOと違うところは専門性の高い活動をする、しかも継続して活動していくというところに大きな力点があるのではないと思う。
- ・今回の震災では、法人側が新しい事業を追加したり、また今までの活動の見直しを加

えたり、今までとは違う法人のあり方などを検討する機会が与えられている。委員会としては、それぞれの法人の意向を十分酌み取って、より効果的な公益活動ができるようお手伝いしていくことが重要なのだと思う。

(出口委員)

- ・今回大変不幸な出来事が起こったわけだが、委員長の素早いリーダーシップで、委員会からメッセージを出せたこと、さらには多くの公益法人が阪神・淡路大震災のときとは異なって非常に機敏に動いていることに大変心強く思う。
- ・政府が動けないところに公益法人は動けるのだというところの点が、これまでの制度ではなかなか十分ではなかった。それが今回の制度改革でできるようにもなり、心理的な面、マインドの面では委員長のメッセージが後押しになったと思う。

### 【3 第2期委員会から就任いただいた委員のこれまでの感想】

(海東委員)

- ・素晴らしい公益法人がこの国にはたくさんある、素晴らしい活動がある、ということに感激した。公益法人が拓く安心や豊かさや、芸術や医療やいろんな分野があると思うとともに、ここに希望を見出せると思う。
- ・審査を通して、いろいろと活動していただいている内容を少しでもお知らせするとともに、寄附ということについてももっと知ってもらえるように、良い公益法人の活動を紹介したい。

(門野委員)

- ・公益法人を目指される民間団体の多種多様な活動実績に触れることができたのは、この委員を務めることからいただいた大きなお恵みだと感謝している。委員就任以前は大きな規模の法人が多いと予想していたのですが、実際は非常にささやかな小さな団体がとても崇高な理念を抱いて、努力していることを知り勇気をもらった。
- ・新制度に移行することを躊躇する法人が一刻も早く公益法人に移行し、これまで以上に民間の力を世の中に発揮し、社会貢献のすばらしさを実感してほしい。

(北地委員)

- ・今から何年も前から大学に寄附をされたり、基金をつくられたりというような形で、時間と手間をかけてきた方々が、すぐに自分の意思を反映できる、こういう仕組みづくりができつつあり、今これに参加できていることは大きな喜びである。
- ・法人の方に特にお願いしたいところは、今、こういう震災以降、自分の善意を示したい、あるいは人の善意を集めたいという方、ご自分で公益法人をつくろうとか、NPOをつくろうという方がいっぱいまだいらっしゃる。私は既に公益法人になられたところがまだ知られていないのではないかと考えているので、私たち公益法人はこういうことをやっていますということを知られる努力をお願いしたい。

(堀委員)

- ・私自身が過去35年にわたった知識・経験をある意味、上手に使いながら、法律が不必要な障害にならないように工夫したい。民による公益の増進ということを実務的に落とした、そういう範囲で一生懸命それを支えることが大事だと認識している。そのために、そういう優しい目線を法的な実務のところに落とし込んでいく、そういう作業を整理させていただければと思う。

#### 【4 期待される公益法人等の姿】

(雨宮委員長代理)

- ・国所管の公益法人に関して、公益認定を受けているのが、約 680 法人で、一般法人に移行したものは約 260 法人で、合わせて 1,000 法人弱ということになるが、これらの法人に、震災にどういう対応されていますかという質問した結果、公益法人については、255 法人（約 38%）、一般法人になったものについては 88 法人（約 30%）の方が何らかの震災対応をされている。

※具体的な活動については「公益法人 information」東日本大震災関連情報参照  
[https://www.koeki-info.go.jp/pictis\\_portal/other/east-japan-eq.html](https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/east-japan-eq.html)

(出口委員)

- ・公益法人というのは関心に基づいて結集している。例えば政府がやるときにどうしても抜け落ちてしまうようなこと、例えばペットに関わるような法人はペットのことを一生懸命に考えているというような形で、法人自体が持っている関心に基づいていろんな活動する。それは必ずしも全体のバランスを考えるわけではなく、1つの法人をとったら、何かバランスが悪いかもしれないが、たくさんの法人がいろんなことをすることによって、全体としてバランスがとれるのではないかと思う。

(堀委員)

- ・国は施策としてはどうしたって限界がある。そこをきちんと代替的にいろんな活動で埋め、あるいは補完してくれている、あるいは主体的に活動してくれているのが公益法人ではないかと思う。

(門野委員)

- ・公益法人に認定された団体が、自らの使命と責任をしっかり認識して、一層大きく成長し、活動の場を意欲的に広げることを願っている。公益法人の志と善意が、日本の国の姿を変え则认为ている。

(海東委員)

- ・この度の原子力発電所事故のことから、チェックを担う検査や検定の権限や国民の生命や安全に関わる分野の健全性を貫くことを使命に掲げている公益法人については、その実行体制等を確認していかなければならないと強く思うようになった。
- ・委員会としては、改めて審査を通して公益法人というものの独立性が、主務官庁や業界団体の意向を慮るのではなく、公益法人としての主体性を大いに発揮していく姿を公益法人には期待したい。

(池田委員長)

- ・これまで公益といったものは、むしろ国が、自治体が担うということであったが、今度の公益法人改革というのは、むしろ民が担うという、これは1つの大きな次へのステップへの節目になっているような気がしている。公益といったものはむしろ民が中心になって担い、民ができないところを国が補完してもらおうという、それぐらいの大きなミッションを持って対応していてもいいのではないかと考えている。
- ・公益法人が自分たちのミッションを持って、何をやっているかということを世間一般にあまねく知らしめていく、そういう形になってほしい。それについて賛同する方々が寄附を通じて、ボランティアという自ら汗をかくということにおいて、そういうものに参画をし、そのミッションに多くの方々の参画の中で果たしていく。何かそういうことにつながっていけば大変ありがたい。



## 【5 移行期間折返しを迎え、未申請法人へのメッセージ】

(北地委員)

- ・例えば震災のことに关していえば、個人が善意で助けているというのは、だんだん支援疲れという言葉があるが、半年、1年たっていくと、まだやらなければいけないのとか、まだ自立できないのというようなことがきつて出てくると思う。
- ・この支援疲れのときでも、公益法人というのは専門性もあり、社会への何らかの福祉的な活動を背負い、支援活動が継続していくことができることから、公益法人があること自体が1つの大きな支えにこれからなっていくと思う。

(出口委員)

- ・これから申請される法人につきましては、どこを向いて申請するのかというと、委員会を向いて申請するのではなくて、社会を向いて申請していただきたい。社会を向いて自分たちの活動は何をするのかということでは是非申請していただければ、それが一番の近道ではないかと思う。

(海東委員)

- ・これから申請される法人には、新年度が始まる4月1日に登記を希望しているが、平成24年4月1日が日曜日であることから、当日登記ができるのか懸念されている方が多いかと思う。今般、来年4月1日においても登記が可能となるよう措置されることが決まったので、改めてこの場を借りてお知らせする。
- ・ただし一方で、委員会では申請から認定まで4カ月を一つの目標としているが、相当数の法人が4月1日登記を目指し申請することが予想される。移行希望日を踏まえた処分日の調整も行われるので、申請の準備が整い次第、1日でも早期の申請をしていただければ有難い。

## 【6 委員長からのメッセージ】

(池田委員長)

- ・法人が新しく今日現在のこの社会の中で、自分たちのミッションはどういうところにあるかということ十分に検討していただいて、その上に立って一日も早く新しい衣替えをした法人でもって公益活動に取り組んでいただきたい。これは日本の社会全体がそういうことを要求されていると思う。そうであれば、それぞれの法人が個性を持って、あるいは細かさを持って、そういうものを追求していただきたい。そういったことが社会全体を新しい時代の夜明けとなるような出発点になるのではないかと思うので、ぜひとも今年がいろいろ不幸なことがあったが、それを乗り越えて「公益活動元年」と言われるように、法人の皆さん方と一緒に取り組んでいきたい。

## V 委員会からのお知らせ

### 1. 国における申請・答申等の概況(平成23年4月末現在)

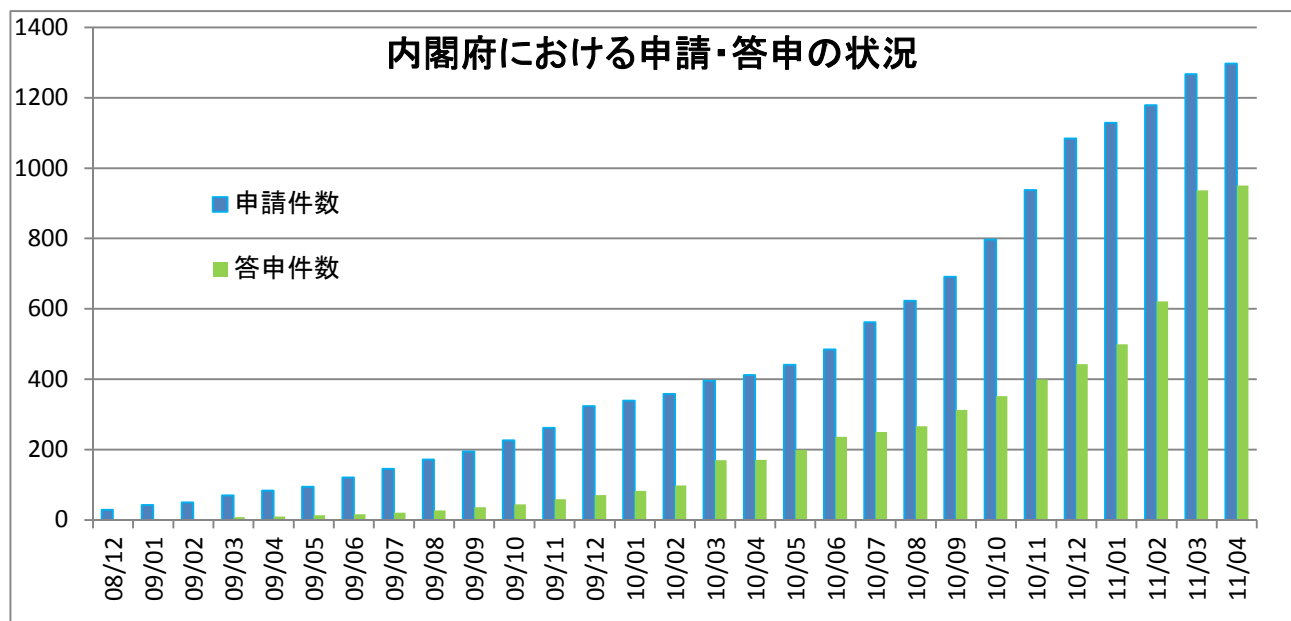
#### ① 申請・審査・答申等の件数

- ・平成23年4月末現在の申請・審査中・答申等の件数は、下表のとおりです。
- ・国所管の特例民法法人数6,625(平成20年12月1日現在)に対し1,093(16.5%)(注1)が移行認定・認可の申請を行っています。また、答申件数のうち、移行認定・認可関係は885件で、上記国所管の特例民法法人数に対し13.4%となります。

(注1)申請法人数は、取下げ後の再申請等した法人があるため申請件数とは一致しない

|         | 申請件数 | 審査中の件数 | 答申の件数 | 取下げ件数 |
|---------|------|--------|-------|-------|
| 移行認定    | 838  | 143    | 626   | 69    |
| 移行認可    | 352  | 65     | 259   | 28    |
| 新規認定    | 84   | 18     | 51    | 15    |
| 変更認定・認可 | 22   | 5      | 13    | 4     |
| 合併認可    | 1    | 0      | 1     | 0     |
| 合 計     | 1297 | 231    | 950   | 116   |

- ・ 平成 23 年 4 月末現在の月別の申請及び答申件数（累積）の推移は次のとおりです。



## ② 監督について

これまでに 5 法人について、認定法（注 2）第 27 条第 1 項に基づく報告を求めることを決定しました。（注 2）公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

## ③ 申請の増加と審査の迅速化について

- ・ 申請件数については、昨年末の 3 か月間で 393 件受け付けるなど、確実に伸びてきており、また、昨年 9 月に内閣府で実施した国所管の特例民法法人に対するアンケートにおいても約半数の法人が平成 23 年度の申請を検討していることから、今年度が申請のピークになると予想されています。
- ・ また、審査の迅速化については、内閣府では申請から 4 ヶ月を目標に審査を進めており、平成 22 年 12 月 15 日に審査中であった約 500 件のうち、その 9 割にあたる約 450 件について、3 月中までに認定・認可しております。
- ・ なお、上記のうち認定・認可まで至らなかった約 50 件は、a 審査の過程で定款を変更する必要性が生じ、理事会や社員総会を開催しなければならなくなった、b 代議員選挙を改めて行うことが必要となった、c 法人と代理人の意思疎通が取れておらず内閣府からの問い合わせ等にスムーズに対応できない、などの理由により、審査がスムーズに進まなかったこともありましたので、これから申請を検討されている法人には是非ご留意いただきますようお願いいたします。

## 2. 最近の公表資料

こちらでも情報発信しています

### ○「会計・監査ジャーナル」3月号（日本公認会計士協会出版局）

〔座談会〕新公益法人制度の概要と非営利会計の今後の方向性について

〔委員長 池田守男、事務局 駒形事務局長〕

### ○「Jurist」4月号（（株）有斐閣）

〔寄稿〕「民」による公益の増進を目指して～新公益法人制度～

・新公益法人制度施行の現状と今後の方向〔委員長 池田守男〕

・公益認定等委員会における審査の実際〔委員長代理 雨宮孝子〕

### ○「公益・一般法人」4月号（全国公益法人協会）

〔インタビュー〕どうなる？移行認定・移行認可 内閣府事務局長に聞く移行申請の現状と諸課題〔事務局 駒形事務局長〕

### ○「公益法人」4月号（（公財）公益法人協会）

〔インタビュー〕内閣府公益認定等委員会委員長に聞く～委員会発足5年目を迎えて、展望と課題～〔委員長 池田守男〕

### ○「時評」6月号（時評社） ※予定

〔インタビュー〕 ・審査を乗り越え、今年が新しい公益活動元年となるように

〔委員長 池田守男〕

・柔軟かつ迅速に、公益活動の増進をサポート

〔委員 海東英和〕

## 3. 申請書類に関する注意事項

申請書類に関するよくある間違いや注意事項について、前回の委員会だよりから追加した新たな項目について説明しています。

（※全体版については、「公益法人 information」（<https://www.koeki-info.go.jp/>）をご覧ください。）

### ○ 公益社団・財団法人になるための申請（＝移行認定又は公益認定の申請）

#### 1 別表C（3）、別表F（1）及び別表F（2）

- 各事業に関連するものについての配賦を記載する様式ですが、配賦することができないものであれば、公益目的事業会計と収益事業等会計のそれぞれの共通欄に記載してください。この場合、別表Fの共通欄で整理したものは、収支相償の第一段階の判定の際、各公益目的事業の費用となりません。

## ○ 一般社団・財団法人になるための申請（＝移行認可の申請）

---

### 1 実施事業資産について

- ・ 実施事業会計に運用益を計上する場合には、その元本である金融資産は実施事業資産になります。また同様に、実施事業会計に減価償却費を計上する場合には、その使用割合に応じた減価償却資産（建物等）は実施事業資産になります。

### 2 準備金について

- ・ 別表 A（3）の【引当金の明細】には、法令において計上が義務付けられている準備金・引当金についても記載してください。法人の運営する事業の内容により、特別の法令によって計上が求められる準備金・引当金があります。これらについては、引当金に準ずるものとして取り扱ってください。なお、法人が任意で計上している準備金につきましては、法令上の根拠がないため、引当金に準ずるものとは扱われませんのでご注意ください。